

茨城県立水戸第三高等学校部活動に係る活動方針（改訂版）

令和5年9月

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

（1）活動時間について（長期休業中も同様）

○原則として平日は2時間、休日は4時間上限を基本とし、週12時間以内とする。

（※但し、移動や準備片付け、休憩等に要する時間は、活動時間に含めない）

○競技等ごとに、大会の2週間前から4週間前は土日連続の活動を可能とする。詳細は、保健体育課事務連絡「部活動の運営方針」の柔軟な運用 大会に向けた土日連続の活動許可の期間」による。

○朝の活動は原則禁止とする。

（2）休養日について

○原則週2日以上とする。（平日1日、休日1日）

○大会等で休日（土・日）に連続して活動した場合は、その分の休養日を他の休日に振り替えることを原則とするが、各部活動の状況により、平日の休養日に振り替えることができる。

○定期考査実施の7日前から定期考査終了までは原則休養日とする。ただし、定期考査期間中もしくは定期考査終了後1週間以内に公式試合が行われる場合は、この限りではない。

○長期休業中も同様の対応とする。また1週間以上の連続した休養期間（オフシーズン）を設定する。

（3）学校単位で参加する大会やコンクール等の見直し

○校長は、参加する大会やコンクール等を精査し、特に公式大会以外の地方大会等について、精選する。

○部顧問は、参加する大会等については、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定する。

2 適切な運営のための体制整備

（1）望ましい運営体制の構築

○校長及び顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な活動であり、加入は任意であることを周知するとともに、できる限り生徒主体で活動計画を立案し運営する体制を構築する。

○校長は全保護者に対し、係る費用の会費からの充当について十分に説明し理解を得る。

（2）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

○体罰等の根絶を徹底する。

○生徒の心身の健康管理、事故防止に努める。

（熱中症事故防止、計画的な休養日設置、施設・設備の点検実施など）

（3）方針・計画・実績の公表と検証

○顧問は年間計画及び月間計画を2に準じて作成すると共に、毎月の活動実績を校長に提出する。

○校長は、年間計画、活動計画及び、活動実績を学校ホームページ上に公表する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

○シーズン制の導入等、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。

○生徒の個々のニーズに応じて、スポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が本務に専念できる環境を整備するため、段階的な地域移行を進める。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

○生徒及び教員の数、部活動指導員の配置等の状況を踏まえ、部活動数の精選を行うとともに複数顧問交代による指導を基本とする。

○大会運営や役員業務の見直し等については、今後の通知文等をもとに検討する。